

部長、参事官及び所属長  
殿  
情報通信部長

災対発第20号  
平成28年1月25日  
30年保存（口訓）  
本部長

高知県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（通達甲）

高知県警察災害派遣隊の設置に関し「高知県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（例規）」（平成24年7月17日備二発第237号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察災害派遣隊設置要綱」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

## 別添

### 高知県警察災害派遣隊設置要綱

#### 第1 設置及び構成

- 1 国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、高知県警察災害派遣隊を設置する。
- 2 高知県警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察（以下「派遣先警察」という。）から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

#### 第2 任務

高知県警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- 1 情報の収集及び連絡
- 2 避難誘導
- 3 救出救助
- 4 検視、死体見分及び身元確認の支援
- 5 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- 6 行方不明者の捜索
- 7 治安の維持
- 8 被災者等への情報伝達
- 9 被災地等における活動に必要な通信の確保
- 10 高知県警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- 11 1から10までに掲げるもののほか、派遣先警察の長が特に指示する活動

#### 第3 編成

##### 1 即応部隊

##### (1) 部隊及び活動

即応部隊の部隊編成及びその活動は、次のとおりとする。

##### ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

##### イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

ウ 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体見分

エ 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

オ 機動警察通信隊

被災地等における活動に必要な通信の確保

カ 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

(2) 隊員

ア 本部長は、所属する職員をもって(1)アからエまで及びカに掲げる部隊を編成する。

イ 情報通信部長は、所属する職員をもって(1)オに掲げる部隊を編成する。

2 一般部隊

(1) 部隊及び活動

一般部隊の部隊編成及びその活動は、次のとおりとする。

ア 特別警備部隊

行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

イ 特別生活安全部隊

相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

ウ 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等

エ 特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

オ 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

カ 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

キ 支援対策部隊

被災地等に派遣される警察災害派遣隊が円滑に活動できるようにする

ための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食糧・飲料、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動

(2) 隊員

本部長は、所属する職員をもって一般部隊を編成する。

第4 運用

1 指揮

高知県警察災害派遣隊の隊員は、派遣先警察の長の指揮の下、任務を遂行するものとする。

2 即応部隊の自活

即応部隊を編成する部隊は、原則として、派遣先警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動するものとする。

3 支援対策部隊の運用

支援対策部隊は、別に定めるところにより設置される警察庁支援対策室と連携し、一般部隊を編成する他の部隊に先行して被災地等で活動するものとする。

第5 細目事項

この要綱に定めるもののほか、高知県警察災害派遣隊の編成、運用上の留意事項その他の細目事項については、別に定める。